## 原判決を破棄する。

本件を西宮簡易裁判所に差し戻す。

由

本件控訴の趣意は西宮区検察庁検察官事務取扱検事山根正作成の控訴趣意書記載

のとおりであるから、これを引用する。 論旨は本件公訴事実は事業主である被告人 A 株式会社と同会社従業員組合との間 に締結せられた労働基準法三二条、三六条に基く協定により、一日につき一時間と 定めた時間外労働の限度を超え、女子労働者二五名をして延八一七回にわたり一人 一回一五分ないし五時間五〇分合計一、二七三時間二〇分の時間外労働をさせた行 為を同法六十条違反としたものであるところ、原判決が本件公訴事実の事実関係は すべてこれを認めながら、そのうち一日の時間外労働が二時間をこえ、一週の時間 外労働が六時間をこえる部分についてのみ労働基準法六一条、一一九条一項を適用 して有罪とし、その余の部分については時間外労働が延長限度一日一時間という前 記協定に違反はしているが、一日につき二時間、一週間を通じ六時間に足りないも のであるから、同法六一条違反の罪を構成しないという理由で各被告人に対し無罪

を言い渡したのは同法六一条の解釈適用を誤つたものであるというのである。 〈要旨〉よつて調査するに、原判決が本件公訴事実の一部につき所論のような理由 で各被告人に対し無罪の言い渡し</要旨>をしたことは原判決書により明らかである。そこで、この点につき原判決の当否を審案するのに、労働時間については労働 基準法は同法三二条一項において「使用者は労働者に、休憩時間を除き一日につい て八時間、一週間について四八時間を超えて、労働させてはならない。」と規定 し、一日八時間、一週間四八時間のいわゆる八時間労働の原則を宣明しているが、 同法にはその例外規定として、同条二項、同法三三条、三六条、四〇条、四一条の ほか年少者に関する同法六〇条、女子労働者に関する同法六一条が設けられてい る。そのうち、八時間労働の原則そのものが修正される場合の同法四〇条(同法施 行規則二六条ないし二九条)、右原則そのものの適用を除外している同法四一条を 除き、その他の例外規定はすべて右原則を前提においているもので、それぞれの規 定に基き一定の条件の下に時間外労働を認めるものである。したがつて労働時間について同法三六条による協定いわゆる三六協定がある場合に女子労働者(但し、満一八年以上の者に限る。以下同様)についての同法六一条のよらな制限規定のない 男子労働者(但し、満一八年以上の者に限る。以下同様。)については使用者が右 協定に定められた延長時間の限度に従わずこれをこえる時間外労働をさせた場合に は三六協定の条件をみたさないものであるから、右原則に戻つてその時間外労働の 時間の長短を問わず同法三二条違反の罪が成立すると解すべきである。ところで、 女子労働者については同法六一条に使用者は三六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間をこえて時間外労働をさせてはならないと規定されており、右規定は女子労働者の労働時間に ついては、男子労働者の場合に三六協定による時間延長に制限がないのに対し、時 間延長の最大限を設け一般に体力が男子に劣る女子を特に保護しようとしていると みるべきであり、同法はその他安全、衛生の面においても男子の労働者より以上に 女子労働者を保護する規定を設けている。このようにみてくると、男子労働者について右のようにいわゆる三六協定による延長時間の制限をこえて時間外労働をさせ た場合にその時間外労働の時間の長短を問わず直ちに処罰されるのに、女子労働者 については同様の所為があつても、同法六一条の一日二時間、一週六時間の制限内である場合には処罰されないというのは不合理であることは正に所論が指摘すると おりであつて、同法六一条はいわゆる三六協定による延長時間を超過しても、同条 に規定する限度内の時間外労働を許容する趣旨のものとみることはできない。すな わち、同法六一条本文はいわゆる三六協定のない場合の労働時間は一日八時間、一週四八時間をこえてはならないという同法三二条一項、その変形としての同条二項の規定と三六協定がある場合はその協定の範囲内で時間外労働をさせることができ るという同法三六条の規定を前提とし、三六協定による場合においても、女子労働者については一日二時間、一週六時間をこえる時間外労働をさせてはならないこと を規定しているのであるから、本件のように女子労働者について三六協定において 時間外労働の限度を一時間と定めている場合にはこれをこえる時間外労働をさせて も、一日二時間、一週六時間の制限内である限りは同法六一条には触れないから同 条の違反ということはできないけれども、原判決のいうように単なる協定違反となるに過ぎないものでなくて、八時間労働の原則に対する例外規定である同法三六条

に定める条件を充たさない場合として男子労働者の場合と同様に右原則に戻り同法三二条一項違反の罪を構成すると解すべきである。 所論は右と異なり三六協定のない場合に時間外労働をさせた場合はもとより三六協定のない場合でもその協定に定められた限度を超える時間外労働をさせた場合にはすると解すべきであるというけれども、とは女子の協定に定解すべきであるというけれども、でもはないである場合に一のように同様を担て、一週間について、時間を担合でも、でも、である場合にでいるのである場合でもいやしくも協定であるに限定のない場合の時間外労働や三六協定のある場合でもいやしくも協定であるに限定をこえた時間外労働を時間の長短を問わず禁じた規定である。ないのは、同条は同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定であって、同法三二条、三六条の例外規定とは到底認められないのである。(この点に関し満一五年以上満一八年未満の年少労働者に関する昭和三七年九月四日最高裁判所第二小法廷判決参照)

よつて刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決全部を破棄し、同法四〇〇条本文により本件を原裁判所である西宮簡易裁判所に差し戻すこととして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 畠山成伸 裁判官 柳田俊雄 裁判官 八木直道)